



こさがわちょう

第163号

令和7年10月11日

議会だより

編集発行

和歌山県

古座川町議会

TEL 0735-67-7904

FAX 0735-72-1858



コスモス

令和7年9月 定例会（9月2日～9月17日）

決算審議、条例改正 2～4ページ

令和7年度補正予算 5～7ページ

一般質問に3議員 8～11ページ

その他、編集委員会より 12ページ

令和6年度決算、令和7年度補正予算などを審議

古座川町議会は9月定例会を開き、執行部から提案された令和7年度一般会計及び特別会計決算認定4件、条例案3件、令和6年度一般会計及び特別会計決算認定8件、その他3件を審議し、一般会計補正予算（第6号）を一部修正した以外はいずれも原案のとおり可決しました。主な議案審議について要約して掲載しています。

令和6年度一般会計歳出

35億1788万円

決算審議

審査意見書

審査対象、令和6年度一般会計並びに7年度の各特別会計に関する歳入・歳出決算書、事項別明細書、収支の調書並びに基金運用状況報告書を対象とし、関連する諸帳票簿、財産に関する調書等を審査した。審査期間は、令和7年8月20日より本書作成を含めて8月21日までの間の2日間。

審査方法は、対象書類が関係法規並びに町条例に基づき処理及び調整がなされているかを調べ、係数を照合しながら記録が正當かどうかを確認した。審査途中、必要に応じて各課担当課長並びに職員に審査室への来室を求め、関係書類、証憑書類の提示、説明を受けて、慎重を期しつつ内容の把握をおこなった。一般会計の単年度収入の額は、5295万9189円の赤字となった。

財政運営の状況は、昨年度と比べ若干の減少である。歳入・歳出に関する証憑書類を調べ、慎重な検査の結果、正當に処理されて、適正に処理をされていることを確認した。決算の適否は審査の結果、適正かつ正當と認める。

総括

問

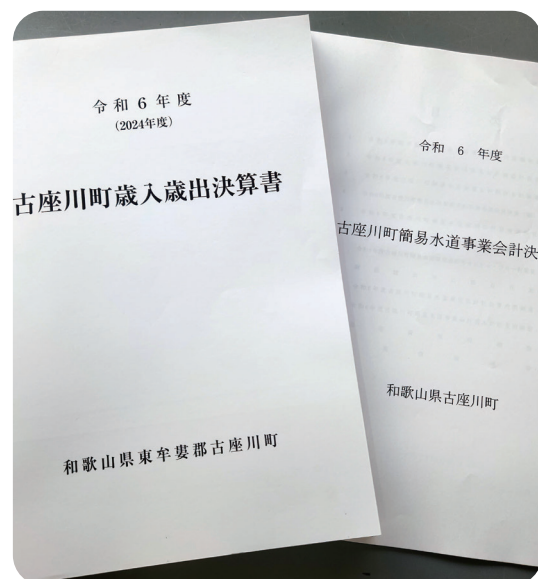
不用額が予算現額の1割以上となっており、かなり多い。

経費の節約、予見できなかつた事情の変更、あるいは、予算見積もりの誤りなどもあるがどのような分析をしているのか。

また、不用額が多いということに対して、どのような考えをお持ちか。

答

負担金、補助金によるものであったり、各事業については、年度当初の計画したスケジュールに沿って執行している。特段の遅延や不適正という執行はない。今後も引き続き



計画的な執行に努めた。

問

不用額を減らして、そのお金を早い目に振り替可能なところへ振り替えて事業をしていくことが有効活用である。

答

全ての項目で不用額が出て来ている。今後、適切な形でやっていきたい。

問

財政調整基金の11億8000万円の計上が多いのか少ないのか町長の見解を聞きたい。

答

標準財政規模の2割

若しくは4割が一般的な財政調整基金の、国から何も言われないような規模であると、私は勉強している。

問

多くの町民が、高い国保税に苦しんでいる。潤沢な財政調整基金を町民のために使う気持ちはないのか。

答

基金は決して多いとは認識していない。各特別会計などを運営している中で、さらにまたそれを投入せよというのは、もう少し考えるべきである。

歳入

町税

問

不納欠損額4万4100円は、どういう理由になっているのか。支払っていただくためにどんなアクションを起こしているのか。

答

納税義務者の死亡、相続人の不在。令和6年度の不納欠損分については、相続人の不在によるものである。

歳出

総務費

問

ふるさと納税業務委託料で、1436万7208円の不用額は、ふるさと納税が少なくなったからか。

答

おっしゃるとおりである。

衛生費

問

委託料で不用額が32万4160円は、胃がん健診が7.5%、乳がん健診が8.9%。ほかの20%超えがある中で、どう考えているか。

答

胃がん健診について職場などで受けている方は、把握できている。乳がんについては、もう少し受診率を上げるよう個別案内などをしていきたい。

農林水産業費

問

林業振興費、1億4058万8000円に對し、3割あまりが不用額となっている。特に委託料及び補助金が結構多くなっているが要因はなにか。

答

森林環境譲与税関係の事業では、ある程度の場所と面積を想定し、

単価を掛けて予算計上している。不用額の要因は、実際に実施した面積の減や入札による減、また補助申請の減によるものである。

討論

反対

潤沢な財政調整基金を町民に還元するという観点が抜けている。

賛成

財政調整基金は、全般的な住民に何かあった時に使う基金で、あまねく公平に、税金を使うということに反している。

採決

賛成多数で認定

賛成者

前 孝嗣 淡佐口幸男

高尾規明 中田善和

佃 奈津代 千井芳孝

檉原貴子

反対者

洞 佳和

令和6年度 一般会計決算

歳入39億7,090万円

歳出35億1,788万円

経常収支比率

83.2%（昨年度は81.8%）

地方債現在高（借金）

24億1,200万円（昨年度より9,674万円の増）

基金合計（貯金）

37億2,973万円（昨年度より7,911万円の減）

歳入・歳出の主なもの

（単位：万円）

歳入	金額	対前年度比	歳出	金額	対前年度比
町税	2億2,041	△ 1,738	人件費	6億7,921	5,347
地方譲与税	1億3,924	2,967	物件費	6億4,975	6,825
地方消費税交付金	6,110	362	維持補修費	1億4,673	△ 3,337
地方交付税	20億1,255	7,611	扶助費	1億8,401	4,283
国庫支出金	2億292	△ 4,794	補助費等	4億9,979	△ 5,744
県支出金	1億5,754	△ 629	公債費	3億668	△ 1,206
繰入金	9,744	5,241	積立金	2,000	△ 1,745
繰越金	5億1	3,543	繰出金	2億7,396	△ 3,479
諸収入	7,160	1,052	普通建設事業費	7億5,013	4億3,437
町債	3億3,700	1億5,280	災害復旧費	1,774	△ 6,690

条例の改正

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充のため改正するものである。

また、第2号部分休業の取得単位として原

則1時間を単位とし、単位期間を毎年4月1日から翌年の3月31日まで、取得上限は常勤職員77時間30分、非常勤職員は1日の勤務時間に10を乗じて得た時間、また、特別な事情として子の養育に著しい支障が生じる場合に變更できるものである。

問

常勤職員と非常勤職員で、算出の方法が違うのはなぜか。

答

常勤職員は1日7時間45分勤務しており、非常勤職員については短時間であったり、フルタイムではないので計算方法が違う。

問

今の規定では、勤務時間の少ない非常勤の人はこの時間が少なくなる、そこに大きな差がでる。こういう差は

地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正に伴い、育児、介護等と仕事の両立支援制度を利用しやすい環境に整備するため改正するものである。



選挙運動用ビラ作成の1枚当たりの作成単価を7円73銭から8円38銭に、選挙運動用ポスター作成の1枚当たりの作成単価を541円31銭から586円88銭に改める。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

国から決められてきたことであるので、町としてはそれを厳守していく。

答

解消すべきではないか。

次の3条を加える。

妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等。

配偶者が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等。

勤務環境の整備に関する措置。

古座川町議会議員及び古座川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例



選挙ホステス！ 掲示板	5	3	1
投票日 ●月●日	6	4	2



公職選挙法施行例の一部改正により、本町

においても選挙運動に関する公営単価の限度額を引き上げる条例改正である。

一般会計補正予算（第6号）

旧池野山集会所取り壊し工事など

5641万円を可決

歳出

土木費

問

過去5年間の大柳高瀬線の道路改良要望書などの件数は何件か。

答

正確には把握していないが、毎年1件以上

は確認している。今年については6月議会以降要望で4件、団体数で8件の要望がある。

問

大柳高瀬間の1.8kmのうち、今回潤野高瀬間の測量業務委託料400万円は、待避所を作ることで、迂回路を作る目的であるとのことだが間違いはないか。最終的には5m道路を完成させていく。それに

答

議員おっしゃるとおりである。

問

潤野地区から高瀬地区まで、急傾斜の現道を5m道路に改良するには、どれくらいの経費が必要か。

答

事業費はわからない。そのために概略設計をさせてほしい。

問

右岸が通行不能であれ、通行可であれ、普段は安全な県道38号線を通っていると判断している。地震であれば県道38号線は助かる可能性は高いと判断する。水害、地震、費用対効

果について、執行部の考えはどうか。

答

どの程度のものを作れば安全だという基準はない。選択肢を持っていることが強みだと考えている。

問

ドローンを飛ばして、危険箇所がないか確認し、県へ要望すれば、県道38号線はもつと良くなるのではないか。

答

災害があつての対応になる。理想と現実の違いだと認識している。しかし、県道38号線については県へも要望していきたいと考えている。

問

6月議会で否決された測量業務委託料を再提出した町長の考え方は。

答

各地区、各種団体から陳情をもらい、再提出させてもらった。

問

高瀬橋の右岸側の狭いところも測量設計に

入っているのか。

答

測量の範囲に入っている。

問

潤野地内の町道改良にはいくらかかったのか。長さで総工費が分かれば判断の基準になる。

答

現道改良か否かで手間が違うので一概には（比較）できない。平成26年度から令和3年度まで、延長約700m、総工費2億円、そのうち国から6割の補助金をもらっている。

答

子ども一人に対し、20枚のお米券を配るものである。額面500円に対し、引き換え価格は440円となっている。銘柄などは関係なく、8800円相当のコメになる。

問

子育て世帯のお米券は世帯ごとに出るのか、子どもの人数に関係があるのか。

教育費



修正動議

議会における修正動議とは、議案に対して内容を修正することを提案する動議のことです。

今回の場合、議案第55号（「原案」）一般会計補正予算のうち、道路改良費（町道大柳高瀬線改良計画策定のための概略設計費）400万円を減額し、予備費を増額するという修正案が提出されました。

発議者及び賛成者は次のとおり

発議者 淡佐口 幸男

賛成者 佃 奈津代・中田 善和

榎原 貴子

なお、動議（修正案）への質問の回答は、発議者（議員）がおこなっております。

【修正理由】

5m道路に拡幅するには莫大な工事費が必要になる。左岸側に県道38号線があり、震災があった場合、住民の方は橋が崩落しない限り、県道38号線に出ることが出来る。財源が豊富であれば、改良し拡幅することに越したことはないが、この道路は迂回路であり、人流や物流の効率化にはつながらない。

動議に対する質疑

問（議員）

工事費の問題については調査設計ができた後で町の予算も含めて判断をしてはどうか。

答（発議者）

調査設計、概略測量をやっても細かいことはわからない。詳細測量に移行していく。

問（議員）

陳情など住民の民意を無視して予備費に回

すのは乱暴ではないか。

答（発議者）

道路を放置しておけるとは先ほどの理由の中でも言っていない。待避所が8カ所あり、傷んでいるところなどを補修すれば往来できると考えている。

問（議員）

国道42号線が大雨や暴風の時、県道38号線が迂回路として機能する。迂回路として複数の選択肢があったほうが良いのではないか。

答（発議者）

50年、60年に一度、落石があるかもしれないからと、迂回路を作るのではなく、現道を町民の皆さんが利用しやすいよう舗装や補強をし、修復していくことがベターであるとは考えている。

討論

原案に賛成

○この調査設計は町道を改修するために概略どれくらい費用が要するのか、或いはどんな改修をしなければなら

いのか、そのデータを集積するためのものである。災害時の迂回路は必要である。いつ起こるかかわからない通行止めの迂回路に多額の金を投入する必要があるとの主張は、政府や和歌山県、古座川町の取り組みに反対するものである。

○一級町道が残されている。プロが測量したうえで判断するのが正当だと思う。

○概略測量をしたからといって、必ず工事をしなければならぬというのではない。原案に賛成する。

○暫定測量をしないと何も決まらない。住民の安心、安全、財産生命を守るためには投資が必要になってくる。

費用とバランスをどうとるのか。各自価値観があるので難しいが、住民の安心、安全に対して、費用をかけてでも達成したいということとはあつてよいと考え

るが、使えるかどうかは対象事業が法律で定められた範囲に該当するかどうかで決まる。リスクがある。過疎債が活用できても3割は一般財源からの負担となる。過疎債があるからという説明は、町民に対する誤解を招く。修正動議に賛成する。

修正案に賛成

○平成23年の水害では右岸左岸ともに浸水した。また仮にそこそこの地震であれば、右岸の町道を改修しても落石やら落木で通行不能になる可能性が高いと考える。

修正案可決

採決

原案に賛成者

前孝嗣 高尾規明
洞佳和 千井芳孝

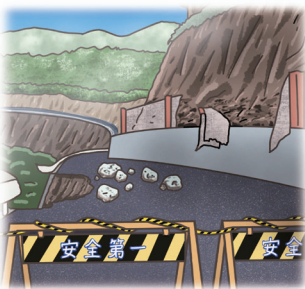
修正案に賛成者

中田善和 佃奈津代
淡佐口幸男 榎原貴子

賛成反対同数

地方自治法第116条第1項の規定によって議長が裁決

本修正案について、議長は「可」とする



令和7年度 一般会計補正予算（第6号） 歳出の主なもの

総務費

財産管理費	修繕費（公共施設）	50万円
企画調査費	紀勢本線活性化促進協議会負担金	7万円
統計調査総務費	国勢調査	69万円

民生費

社会福祉総務費	物価高騰重点支援給付金	80万円
障害者福祉費	障害者総合支援システム改修委託料	44万円
保育所費	園庭環境整備業務委託料	60万円

衛生費

保健衛生総務費	母子保健情報システム改修委託料	77万円
環境衛生費	共同墓地焼却炉等撤去委託料	38万円

農林水産業費

山村振興対策事業費	旧池野山集会所取り壊し工事	1,000万円
林道事業費	林道維持補修工事	700万円
治山事業費	防災対策治山工事（高池下部地区）	100万円

土木費

道路維持費	道路維持補修費（字筒井線 他）	2,200万円
-------	-----------------	---------

消防費

災害対策費	防災行政無線メール等配信サービス利用料	79万円
-------	---------------------	------

教育費

学校管理費	スクールバス修繕料	40万円
-------	-----------	------

一般質問

みんなの願いを町政に

3議員の質問事項は、次のとおりです

洞 佳和 (9ページ)

- ・古座川町の医療体制の現状と今後のありかた
- ・副町長の人事と職員の働き方改革
- ・刈り草の処理

淡佐口 幸男 (10ページ)

- ・古座川町をどの方向に導くのか町長の実現可能なビジョンを問う
- ・古座川町ネットワーク回覧版を整備できないか
- ・備蓄食料購入に対する補助制度新設はできないか

前 孝嗣 (11ページ)

- ・小川総合センターにおける田川地区・区民の選挙投票所問題について
- ・役場、三尾川出張所を廃止し、三尾川郵便局を出張所代わりに使うことで効率化を図れないか
- ・スクールバス三尾川車の買い替えについて

一般質問とは

一般質問は、議員が町の行財政全般にわたり、事務の執行状況や将来に対する方針などについて説明を求め所信をただす、議員固有の権能として許されているものです。

質問したい議員は、自分の日常活動や考え方にに基づき、町の抱える課題についてあらかじめ質問内容を通じておきます。

質問形式は古座川町議会では、質問回数が3回までと制限されている代わりに時間制限の無い方式と、一問一答で質問回数に制限はないけれども時間が70分と制限されている2つの方式があり、そのどちらかを議員が選ぶことができます。

議案に対する質疑は議題外にわたったり、自分の意見を言うことはできませんが、一般質問は提案したり自分の意見を言うことができます。

なお、議会だよりの原稿は、一人約1260字以内にまとめることになっているため、全ての質問内容が掲載されているとは限りません。

地域医療を守れ

洞 佳和



古座川町は近隣の自治体の力を借りながら、3つの診療所が町民の健康維持に頑張っている。

地域の中核病院として新宮医療センターがあり、それに準じる病

院として、串本病院や那智勝浦町の温泉病院がある。

ベッド数130床の串本有田病院（療養型病院）が、今年いつばいで閉院すると発表された。

閉院の理由にはいろいろあると思われるが、地域から病院がなくなるとは住民にとって由々しき問題である。

新宮・東牟婁地域を1つの医療圏と考え医

療体制の充実を図ることが大切である。

町長

将来の高齢化社会に対応できるよう、（県は）地域医療構想を策定し必要な協議をおこなっている。

質問

古座川町が近隣市町村と相談して、県に対して要望を出していくことが大切である。

町長

新宮・東牟婁の首長と相談しながら進めたい。

議員

地域の医療を守るためにも、国や県に積極的に提言をし、物を言っていたきたい。

副町長の人事

大屋町政が誕生して

1年以上たつ。

副町長が任命されていないが、だれがその仕事をおこなっているのか。

町長

総務課長である。

質問

総務課長は本来の業務と副町長の業務をおこなうことになる。一日も早く副町長の任命をおこなう必要がある。

町長

来年の4月から副町長を置く方向で話を進めている。

職員の働き方改革

役場の業務は職員が力を合わせて住民要求に答えるのが基本である。

正規職員と非正規職員の格差解消の取り組みは。

総務課長

国のほうから働き方改革、同一労働同一賃金の考えが示されている。

しかし、職務の内容、責任の範囲などの違いがあることから、すべてを同一とすることは困難である。

質問

せめて期末手当や勤勉手当の差をなくすべきである。

町長

近隣（の自治体）の状況とか県内の状況を鑑みて考えたい。

議員

近隣の状況をそんなに考える必要はない。「チーム古座川町」を作るうえでの施策をおこなっていたきたい。

厚生労働省の指導を守れ

職場によっては忙しい職場もあれば比較的そうでない職場もある。厚生労働省から、超過勤務は月45時間以内に抑えなさいとの指導が来ている。

45時間以上残業をしている人は何人か。総務課長

延べで63人である。



質問

勤務時間インターバル時間（仕事が終わってから翌日の仕事までの時間）は11時間である。違反している人はいないのか。

総務課長

手元に資料がないのでわからない。

質問

国の指導に違反して働かせている実態が明らかになった。早急な改善を求める。

町長

議員言われるのは正論である。そのようにしていきたい。（この文章は本人がまとめたものです）

古座川町をどの方向へ導くのか 町長の実現可能なビジョンを問う

淡佐口 幸男



議員

町長の実現可能なビジョンとは、将来ありたい姿を描いてその実現に向けた具体的な道筋や計画を地域住民と共有しながら実行していくことであると私は考える。

古座川町の目指すべき方向性が明確になることで、町民は同じ方向を向いて協力しやすくなると思う。

質問

古座川町は少子高齢化が進み、各地区の体力もかなり弱くなっており、持続可能なまちづくりは非常に難しく

なってきたているが、町長として持続可能なまちづくりに対する実現可能なビジョンについて説明を求める。

町長

持続可能なまちづくりには、環境、経済、社会のバランスを保ちながら住民が安心して暮らし続ける取組みが必要だと考える。

高齢化や人口の減少があっても人がつながる仕組みを維持していくことを基本とし、福祉の充実として基本的に見守りを兼ねた買い物支援、移動販売車の継続、防災力の向上を目指す。

観光振興としては、地元にお金が回る仕組みなどを目指しているところである。

質問

非常に中身の無い回答を頂いた。

今の回答はただの考えで、実現可能なビジョンは単なる理想ではなく、きちんとした方針や目標を定めていただき、そのビジョンが古座川町全体に共有され共感を呼ぶ目標が大切であり、古座川町の目指すべき方向性を明確にすることである。

町長

昨年町長にならして



もらい1年3カ月たった。1年目は前町長が予算組立てたことに對して適切に執行できるように、私としても予算、また補正予算などなどの形の中で勉強させていたいただいた。

2年目について、取組んでいるところであるが、職員が少ない中でなかなか厳しいところもある。

選挙でも言いましたけども持続可能なまちづくりを目指してという、このような形のなかで取組んでいきたい。今の段階ではどうのこのところからない。

目指しているところは、古座川町というのは知名度が本当には古座川町を知ってもら

う、関係人口を増やすことが、やっぱり人口の増加になって、それが将来的に活性化していくと考えている。

議員

これ以上聞いても無理と思うのでこの質問はこれで終わる。

古座川町

ネットワーク

回覧板の整備

質問

古座川町ネットワーク回覧板を整備できないか。

タブレット端末を全世帯に無償貸与し、高齢化で回覧の持ち回りが出来なくなってきた

いる現状を踏まえ、古座川町の情報インフラとして定着していく必要があるのではないかとタブレット端末は音声読み上げ式とし高齢者が使用可能にする。

町長

町としてはネットワーク回覧板の導入にあたり、費用面や操作の

面で課題が多いことから現在は考えていない。

備蓄食料購入に
対する補助金制度
はできないか

質問

自主防災組織が購入する防災用備蓄食品に対し、補助金制度を新設できないか。

町長

備蓄食料の購入補助については、自主防災組織を立ち上げている地域とそうでない地域があり、支援の公平性に課題があり相当な財源が必要となる。（この文章は本人がまとめたものです）



選挙難民について

選挙管理委員長に問う

前 孝嗣



議員

田川地区区民の選挙投票は、10km離れた「小川総合センター」までの区間を町が手配したバスで送迎しているが、送迎バスに乗ることも困難な高齢者のために、「移動投票所」を提案したい。

委員長

送迎バスなら家の前まで行ける。また、公平・平等を言い、選挙人、すべてに対応するのは大変困難だ。また、集落が点在しており、日程的に難しい。

議員

家の前の駐車は同じ

だ。

田川地区の投票者は5名になるが「移動投票所」を拒否するのか。

委員長

「移動投票所」を希望する地域が多くあると思う。しかし、町の選挙の場合、期日前投票の期限は、4日だけだ。また、集落が点在しており、日程的に難しい。現在は、選挙管理委員会では、想定していない。

議員

試験的にも、田川地区・西赤木地区だけでも、やってみるべきだ。

委員長

選挙管理委員会としては、想定していない。「移動投票所」をするとしたら、送迎バスが無くなる。それと、かなりの人数の確保が必要だ。立会人も見つかる。



と確認をした上で話させてもらっている。

委員長

公平・平等から欠ける。

議員

新宮市では、5力所の「移動投票所」を設置されているが、住民の意思が通じていると思う。

委員長

古座川町においては、西赤木・田川だけをするのは、どうか。役場要綱で決めたバス送迎がある。

議員

要綱は、役場が決めたことだけを古座川町は、永遠に追及していくのか。「選挙難民」と思ったら、よその地

区でやっていることも参考にしながら、住みよい町づくりをしたかどうか。

委員長

「選挙難民」と言われるが、そのために送迎バスを運行し、国の制度で、郵便投票をしている。

議員

私には、解釈できない。

役場三尾川出張所の代わりに三尾川郵便局を使うことで、合理化できないか

議員

旧・古座庁舎で扱っていた「住民票・戸籍謄本・印鑑証明」などを古座郵便局で扱えるようになり、串本町役場は大変喜んでいて。そこで、三尾川出張所を三尾川郵便局で扱うことで、便利と経費削減を出来ないか。

また、三尾川出張所の1年間の経費はいくらか。

町長

地域の事情、サービス提供を確保しなければならぬ。

三尾川出張所の年間経費は、人件費を含め406万円になる。精査・検討をしたい。

スクールバスの買い替え時期はいつか

議員

子どもを乗せて走るバスなので、安心・安全面からも買い替え時期を聞きたい。

教育長

バスの現状は、購入から23年経過しており走行距離も47万kmだ。子どもたちの安全第一を考え、来年度以降で、補助金を活用しながらバスの買い替えを検討する。

議員

補助金をもらえるような買い方をお願いする。

(この文章は本人がまとめたものです)

財産の取得

消防ポンプ自動車

購入

串本消防署七川分駐所へ配備している老朽化した消防ポンプ自動車を買替えるもの。

現行車両の経過年数は17年で、走行距離5万7000km。

6社の入札で、税抜価格5370万円で購入する。

問

現行車両の処分方法はどのように考えてい

るのか。

答

下取りについて今回は考えていない。串本消防署古座分駐所へ一時保管する。

町道路の認定

路線番号467、路線名、佐田本川筋線を町道に移管するもの。

当該路線は佐田地内今津橋下流で、例年「桜フェア」が開催されている所であり、延長127.1m、幅員は5.7mから17.34m。

路線番号467、路線名、佐田本川筋線を町道に移管するもの。

当該路線は佐田地内今津橋下流で、例年「桜フェア」が開催されている所であり、延長127.1m、幅員は5.7mから17.34m。



佐田本川筋線

昭和50年にすさみ古座線が改良された際、町管理への覚書が交わされていたが、正式な手続きがおこなわれていなかったため。

問

この町道への移管により、年間の維持費はどれくらい増となるのか。

答

県と協議し県は一定の改修はしている。

草刈りなど、普段の維持管理は必要と考えている。

議会日誌

《7月》

1日

議会便り編集委員会
高速道自動車道紀南

延長促進協議会常任委員会・通常総会（新宮市）

10日

和歌山県町村議会議長会理事會（和歌山市）

和歌山県町村議会議長会選出国會議員への要望活動（和歌山市）

11日

議会便り編集委員会

14日

議会便り編集委員会

29日

産業建設常任委員会

《8月》

6日

和歌山県町村議会全議員研修会（有田川町）

7日～8日

議員アカデミー研修（滋賀県）

15日

令和7年度二十歳の集い

20日

和歌山県町村議会議長会県知事への要望活動（和歌山市）

25日

議会運営委員会

令和7年度第2回東牟婁郡町村議会議長会（太地町）

令和7年度第2回東牟婁郡町村議会議長会（太地町）

編集委員会より

まだまだ残暑厳しい日々ですが、虫の声などで少しずつ秋の気配を感じとれるようになってきました。

9月議会では、前年度の決算認定をおこないました。

そして11月には、9月議会の報告会を町内7カ所でおこないます。

前回、ご指摘のあった全議員参加でありません。回覧板や防災無線などで日時の告知をおこないますので、

多くの方のご参加を議員一同願っております。

また、「議会だより」へのご指摘やご提案などがあれば、編集委員

としても、町民の皆様が少しでも町政に興味を持ち、手に取って見ていただける紙面作りの参考にさせていただきます。

提案していただければと思います。

（千井 芳孝）